

「厚生労働大臣が定める疾病等」について

医療保険では、平成 22 年度診療報酬改定で「厚生労働大臣が定める疾病等」に 5 疾病が追加されました（表 1）が、介護保険の厚生労働大臣が定める疾病等は従前のままです（表 2）。従って、医療保険で追加された 5 疾病の対象者が介護保険の訪問看護利用者の場合は介護保険の訪問看護を行うので、医療保険には移行しません。

●表 1 （医療保険）

指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者（告示第 2 の 1）

※特掲診療料施設基準等別表第七に掲げる疾病等の利用者（平 22. 3. 厚労省告示第 7 4 号改正）

○末期の悪性腫瘍 ○多発性硬化症 ○重症筋無力症 ○スモン ○筋萎縮性側索硬化症 ○脊髄小脳変性症 ○ハンチントン病 ○進行性筋ジストロフィー症 ○パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)) ○多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群） ○プリオン病
○亜急性硬化性全脳炎 ○ライソゾーム病 ○副腎白質ジストロフィー ○脊髄性筋萎縮症
○球脊髄性筋萎縮症 ○慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ○後天性免疫不全症候群 ○頸髄損傷
○人工呼吸器を使用している状態

※アンダーラインの 5 疾患が追加された疾患です。

なお、指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者は、週 4 日以上訪問看護が利用できる方です。

●表 2 （介護保険）

末期の悪性腫瘍患者その他別に厚生労働大臣が定める疾病等

※指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注 1 の厚生労働大臣が定める疾病等

（末期の悪性腫瘍の他の疾病等）
○多発性硬化症 ○重症筋無力症 ○スモン ○筋萎縮性側索硬化症 ○脊髄小脳変性症 ○ハンチントン舞踏病 ○進行性筋ジストロフィー症 ○パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。） ○多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。） ○プリオン病 ○亜急性硬化性全脳炎 ○後天性免疫不全症候群 ○頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

（平 21. 3. 厚労省告示第 6 8 号改正）

なお、末期の悪性腫瘍患者その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者は、介護保険の訪問看護は行わないので医療保険の訪問看護に移行し週 4 日以上訪問看護が利用できる方です。